



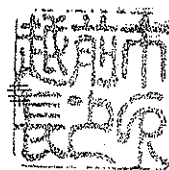
平成21年越前市告示第109号

平成20年度越前市決算に係る健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成20年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表する。

平成21年9月2日

越前市長 奈良 俊



1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.52)	— (17.52)	13.0 (25.0)	127.1 (350.0)

(1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、共に赤字を生じていないため、「—」で表示する。

(2) 表中の括弧内の数値は、早期健全化基準であり、そのうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率における数値は、本市の標準財政規模に応じて政令で規定された方法により算定したものである。

2 資金不足比率

(単位：%)

公営企業に係る特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
簡易水道事業特別会計	—
下水道特別会計	—

農業集落排水事業特別会計	—
林業集落排水事業特別会計	—
今立工業団地事業特別会計	—

(1) 資金不足比率は、資金不足を生じていないため、「—」で表示する。

(2) 資金不足比率における経営健全化基準は、20.0%である。